

滋賀県環境審議会自然環境部会議事概要

日時:平成26年(2014年)1月22日(水)

9時30分～11時30分

場所:大津合同庁舎4階7-A会議室

出席委員:

12名中12名出席

出席:松井部会長、生駒委員、岡田委員、菊池委員、北本委員、須藤委員、西田委員、平山委員、松山委員、西野委員、福原委員、水谷委員(田村氏が代理出席)

議題:

1. 生息・生育地保護区の指定について(諮問)
2. (仮称)滋賀県生物多様性地域戦略の策定について(諮問)
3. 第11次鳥獣保護事業計画の変更について(諮問)
4. 鈴鹿国定公園計画の一部変更及び鈴鹿生態系維持回復事業計画について(報告)
5. その他

議題:1. 生息・生育地保護区の指定について(諮問)

事務局:(説明)

委員:

専門家による調査・検討とあるが、専門家はどなたか?

事務局:

滋賀県レッドデータブック編集の責任者であり、彦根の植物に最も見識のある小林圭介先生によるものである。

委員:

択伐率30%でハマゴウを維持することはできるのか?特に幼樹が育つとどんどん暗くなるので、もっと高い割合で択伐が必要なこともあるのでは?

事務局:

現在は、松林は成林していてハマゴウと棲み分けされており、どんどん択伐して光を当てないといけなような状況ではない。ハマエンドウの上にはマツが生育しているが、木漏れ日があるくらいが望ましい環境である

委員：

保安林内は禁伐になっているが、今後ハマゴウの保全にも配慮した松林の管理をする意味で、当保護区の指定の意味がある。

ハマゴウなどの希少植物の保全のためには、立入りを完全に禁止するのではなく、柴の採取などで利用し、適度にかく乱することも必要。

委員：

レジャー等を目的とした車の立入りの他、人による踏みつけや踏み荒らしは絶対にないように、人の出入りをコントロールする必要がある。

委員：

琵琶湖岸には在来のセンダングサもあるではないか。保全活動にあたっては、ハマゴウやハマエンドウ以外のこのような在来種を抜かないようにする必要がある。

事務局：

指定をきっかけに、保全活動の適切な実施について十分に配慮したい。

委員：

植栽直後のような小さいマツはあるのか。このような幼樹については高い割合で間引きする必要もあるのでは？

事務局：

植栽されたマツもあるが、ハマゴウの中に植栽されている状況ではない。マツクイムシ被害木の処理などの手入れは森林担当部局が実施している。

委員：

指定後の行為については県が最終許可権限を持つ。つまり、県庁の職員が、植物と環境の保全について県民の誰よりも強い意識と自覚を持つ必要がある。

例えば、気軽に希少植物を持って帰らないように周知徹底することも、大切な県の仕事である。

事務局：

十分に意識と自覚を持ち、指定後も普及啓発を図っていきたい。

部会長：

指定後の保全対策についていくつかのご意見をいただいたが、指定について異議はないため、当保護区の指定については承認することとしたい。

議題：2. (仮称) 滋賀県生物多様性地域戦略の策定について (諮問)

事務局：(説明)

部会長：

この諮問は何を求めているのか。既にいくつかの作業は進められているわけだが、我々は何を決定すればよいのか。

事務局：

最終的に11月に答申をいただくまで、戦略の素案にあたるものをこの部会で作成していただく。今回の諮問は、その検討作業の開始という位置づけ。

複層的に策定作業を進めているが、その途中段階で何回かご意見をいただく機会を設ける。最後に答申案をまとめる際に、内容を認めていただけるかという判断をいただく。

委員：

「戦略」であるため、理念に終わらないでほしい。マップ上に、どこで何をやるかを落とし込めるような、具体的な仕掛けをしてほしい。ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する基本計画策定の際は、重要拠点区域を設けたり、生息・生育地保護区を設けることしたが、十分でない。現状では、生息域の保全は生物多様性保全を目標として保全されているケースは少なく、鳥獣保護区や保安林の設定によって間接的に守られている。明確に生物多様性保全上重要な地域として守るための仕組みが欲しい。

文化的な側面をアピールするのは良い。希少種保全も獣害対策も、農林水産業を持続可能なものにしていくということが生物多様性保全上の問題を解決していくことにつながるということが見えるようにしておく必要がある。

事務局：

工程表で「いつ」を明示することは考えていたが、ご指摘いただいたようマップという形で「どこ」を明示することも考えて進めていきたい。

一次産業について、ワーキンググループの中で、農業や林業のテーマを設けているほか、水産業はテーマとしては設けてないが、漁業者の方に外来魚や里湖のテーマに入っていて、お声を聴かせていただいている。うまく盛り込んでいきたい。

庁内検討会議を立ち上げて、関係課のデータをGISに落とし込む作業をしている。地べたに足の着いたものとなるよう進めていきたい。

委員：

資料2-2の「4戦略のイメージ」では、対象として国が含まれていない。県の大きな事業の背後には国がある。もう少し広くとらえてはじめて滋賀県らしさが見えてくるのではないか。

事務局：

国には国家戦略があるが、県としてみると、細かくは及んでいない部分がある。

県内には地方環境事務所や森林管理署の土地もあり、当然そうした中で事業をされる中で生物多様性に影響が及ぶ部分もある。この審議会の中でもご意見をいただいたり、案ができた段階でご相談させていただく等、国の機関にもこの戦略に協力していただけるよう考えていきたい。

委員：

「国」と明記しなくても「関係機関」とする等、もう少し広くするとよい。

委員：

県レベルで策定される際はトップの意気込みが重要になるが、知事はこの戦略作りに対してどのように思っているのか。

事務局：

非常に興味をもっており、特に滋賀県の生活文化と生き物との関わりに力が入っている。そこが滋賀県らしさになるだろうということで、アドバイスをいただきながら進めている。

委員：

資料 2-2 の 4、対象として県内を想定するのは当然として、滋賀県を外にむけてアピールすることを念頭においてほしい。さすが滋賀だ、ということで人が見にくる、遊びにくる、となるよう戦略の中で工夫していただけたらと思う。

事務局：

県内だけでおさまるのではなく、発信していきたい。

生物多様性自治体ネットワークの全国シンポジウムを、戦略策定のタイミングで滋賀県へ誘致したいと考えている。全国の方がこられるので、そこで戦略や取組みをアピールしていきたい。

委員：

関西広域連合でも生物多様性に関する計画等があるが、それとの整合性や関連性も視野に入っているのか。

事務局：

関西広域連合では、単独の府県ではできないようなモデルを作り、各府県が参考にしながら波及させていくということを考えて「関西の残したい自然」を選んでいく予定。滋賀県はそれを参考にしながら、活用していきたい。たとえば生態系のレッドデータブック等。

委員：

ワーキンググループの座長をやっている中で出てきた意見として、シカは山を越えて京都に行ったり、外来種が琵琶湖から下流の京都・大阪へ広がる懸念が挙げられている。法に定められた事項としては対象区域が滋賀県全域となるが、実際は広域連携を視野に入れておく必要がある。

事務局：

シカも外来種も、関西広域連合で来年度から取り組む予定としている。滋賀県もそれに参画しているため、広域的な取組みとして滋賀県の戦略の中にも盛り込んでいきたい。

議題：3. 第11次鳥獣保護事業計画の変更について（諮問）について

事務局：説明

委員：

ドクター制度は、県民の善意の声に対応するために始まったものである。今まで対象鳥獣が絞られるたびに獣医師会の中で異論が起こっている。

県民が連れてきた傷病鳥獣を治療拒否するということはできないから、県の制度には賛成できないということで協力できない獣医師が増えている。

今回このように希少種だけになってしまうと、県の制度に参加してくれない獣医師も出てくると思われる。

また、希少種の保護管理というのは、傷病鳥獣の救護とは別の概念で行われるべきと思われる。傷病鳥獣の救護事業というのは、希少種の保護管理ではなく、一般市民からの善意を受け入れる事業としてとらえてほしい。

事務局：

傷病鳥獣が発見された時、県の自然環境保全課や森林整備事務所に連絡が入った際、県の考え方をきちんと説明する。

希少種以外は野生のものは野生においておく方が良いという考え方もある。今回目指しているのは、傷病鳥獣に対する考え方を啓発して広めることであり、希少種以外も柔軟に対応していくなど、救護の基本的な仕組みは今までと変えるものではない。

委員：

運用方法で変えるということはわかる。しかし、対応は県の職員ではなくて市町の職員もいるため、文書に書いてあるという理由で断られると、県民の方は結局、直接獣医師に持ってくる。そうすると断り切れない。獣医師が断る方法をマニュアル化してもらう必要がある。

事務局：

マニュアルは作成するが、全てマニュアル化できないので、市町にも説明会を開き詳しく説明する。基本的な考え方を普及啓発していくことを第一に考えている。

しっかりと普及啓発を行うための考え方を提案し、マニュアルをつくっていく方向性である。

委員：

県の説明は充分承知であるが、発見者から森林整備事務所、各市町と連携をとる傷病鳥獣救護の構図がどれくらいの県民に頭に入っているのか。

たとえば、近くでタヌキがひかれていた場合、市町役場に連絡し、市町役場が断った時、直接獣医師へ持って来るが、獣医師は見捨てられないという結果になってしまう。傷病鳥獣救護のシステムは、県民にどこまで反映できているのか？県民への反映は、県民が関心を持たないと難しい。

県の組織では末端まで届くようにと考えていると思うが、県民に届く部分について、県はどのように対応していくのか？

委員：

一点目に、基本的な考え方を説明しても、現場の担当者としては姿の見えない人に見殺しにしてくださいと電話で依頼すること受け入れられない。

二点目に、レッドデータブックの希少種からとなっているが、レッドデータブックはこういう目的で種を選ばれているのかが疑問。少なくとも私が担当している鳥類の部門では、このような目的で希少種を選定していない。

全体の種が減少しているという前提の中で、特に環境面から危機的な種、例えば湿地帯が無くなれば湿地の鳥は住めないから究極的にいなくなるといった選定方法をしている。

我々が聞いている選定の仕方と、傷病鳥獣救護においてこれを使いたいということに大きなギャップがある。このように使用するであるならば、レッドデータブックの改訂時に、それに見合った種の選定をしないと非常に無理があるのではないかと感じている。

部会長：

県が予算等を検討する時に、何かを残してどこかで切らなければならない場合、滋賀県で大切にすべき生き物を残すのは自然なことである。大切にすべき生き物を選定した委員を信用して、県が活用させてもらうということではないか

委員：

一般の方が傷病鳥獣を見つけた時に希少種かどうかは判別できない。結局、現場の人達が板挟みになってしまう。確かに予算は限られていて、希少種に投入するというのはもちろん大事であるが、結局は見に行かなければならないというところが同じだとしたら、希少種には積極的治療をする、そうでないものに対しては消極的治療として例えば温めるだけなど少量の予算を使うことによって、発見した人の心を汲むことはできないか。

特に発見した子供のことなど考えると、獣医さんで治療してもらう内容を見直すことによって、

予算内に収めることはできないか？

委員：

今回の事業計画の変更では、二つの議論が混同していると思われる。一つは救護に対する考え方の問題。もう一つは公共の税金を使った事業として傷病鳥獣救護の在り方、そこを整理すべき。

救護に対する考え方として、野生動物の生死に人間が介入することは、食物連鎖を断ち切るなど、生態系にとって好ましくない場合もある。野生動物にとって、生きるのと同じように死ぬのも大切な事象。飼育下の動物の論理を生態系の構成要素である野生動物に当てはめることはできない。

公共の税金を使った事業としては、例えば、カワウを、一方では個体数調整で殺し、一方では助けるというのは矛盾している。同じ税金を使って殺したり助けたりする矛盾を解消しようということである。

さらに、傷病鳥獣救護には感染症の問題がある。傷病個体を移動させることによって鳥インフルエンザ等が拡大してしまったという事例が発生している。また、一般の動物病院では感染症の対策システムを持っていない。ペットと同じ診療台で感染症の対策もなく感染源かもしれない野生動物を治療しているのが現状である。人道的だからということで相当なリスクを抱えながら動物病院は救護をやっている。

日本獣医師会でも、生態系や生物多様性の保全を重視し、傷病鳥獣救護や感染症など多くの課題を整理するために、4年前から傷病鳥獣救護を含む野生動物対策の在り方が見直され、考え方がほぼ固まってきた。これを受けて、岐阜県を始めとして全国の都道府県で傷病鳥獣救護対象種の絞り込みが行われている。また、日本獣医師会は、来月2月22日に千葉で開催される年次大会において、野生動物対策の拡大会議を開催し、傷病鳥獣救護に対する考え方を示して、決定公表する。

事務局：

救護事業自体はすぐに辞めるわけにはいかない、基本的にはいままで通りやっていきたいと思う。今回の改訂によって、須藤委員のご意見を啓発に組み込むことが第一歩だと思っている。

委員：

鳥獣保護区を減らしているが、草津市の三ツ池の特定猟具使用禁止区域の変更は、銃器が使えない部分を減らすということか？町中の環境を考えたら銃器の使える部分を拡大するというのは理解しがたい。

事務局：

特定猟具使用禁止区域の設定は地元の要望であり、鳥獣保護区と特定猟具使用禁止区域とは指定目的が異なる。また、住居が集合している場所など色々なところで銃器が使えない制限があるので、ストレートにこの面積が反映している訳ではない。

鳥獣保護区を減らしているという話があったが個別に色々な事情があるため減らしたところは

あるが、県は方針として減らしていることはない。

部会長：

ここで多数決を取ることも適切ではないと思われるため、(4) 傷病鳥獣救護における対象鳥獣種等の考え方については、継続審議とさせていただきたい。

それ以外の(1) 鳥獣保護区の期間更新(2) 特別保護地区の指定計画の変更(3) 特定猟具使用禁止区域の変更については特に異議がないので、承認することとしたい。

議題：4 鈴鹿国定公園計画の一部変更及び鈴鹿生態系維持回復事業計画について（報告）

事務局：(説明)

部会長：

鈴鹿でシカ害がでていることから事業を行いたいとした中間報告なので、特に問題ないこととする。